



2-1

印西市民第 323 号
平成28年9月16日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 伊 藤 義 文 様

印西市長 板倉 正直



コンビニエンスストア等における住民票等の自動交付サービスに係る
通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報
の提供について（諮問）

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入を契機に印西市において、
コンビニエンスストアにおける証明書発行サービスを導入いたします。

このシステムは、市民がマイナンバーカードを用いてコンビニエンスストア
等のキオスク端末を経由し、印西市から住民票の写し、印鑑登録証明書及び各
種税証明書に係るデータを取り寄せ、キオスク端末等で印刷された当該証明書
を取得することができます。これにより、印西市の区域を超え、また、市役所
の開庁時間外でも証明書を取得することが可能となり、市民の利便性向上に繋
がるものです。

つきましては、印西市個人情報保護条例第9条第3項2号の規定により意見
を求めます。

コンビニ交付サービスに係るセキュリティ対策 (オンライン結合)

印西市役所市民部
市民課 市民税課
平成28年12月20日

コンビニ交付とは

サービスの概要

マイナンバーカードを利用して住民票等の各種証明書がコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）で取得できるサービス

交付可能なコンビニ事業者等

- ・セブンイレブン ・ローソン ・サークルKサンクス ・ファミリーマート
- ・セーブオン ・ミニストップ（H28.12開始） その他8事業者

交付する証明書（印西市）

- ・住民票の写し ・印鑑登録証明書
- ・所得証明書 ・課税（非課税）証明書

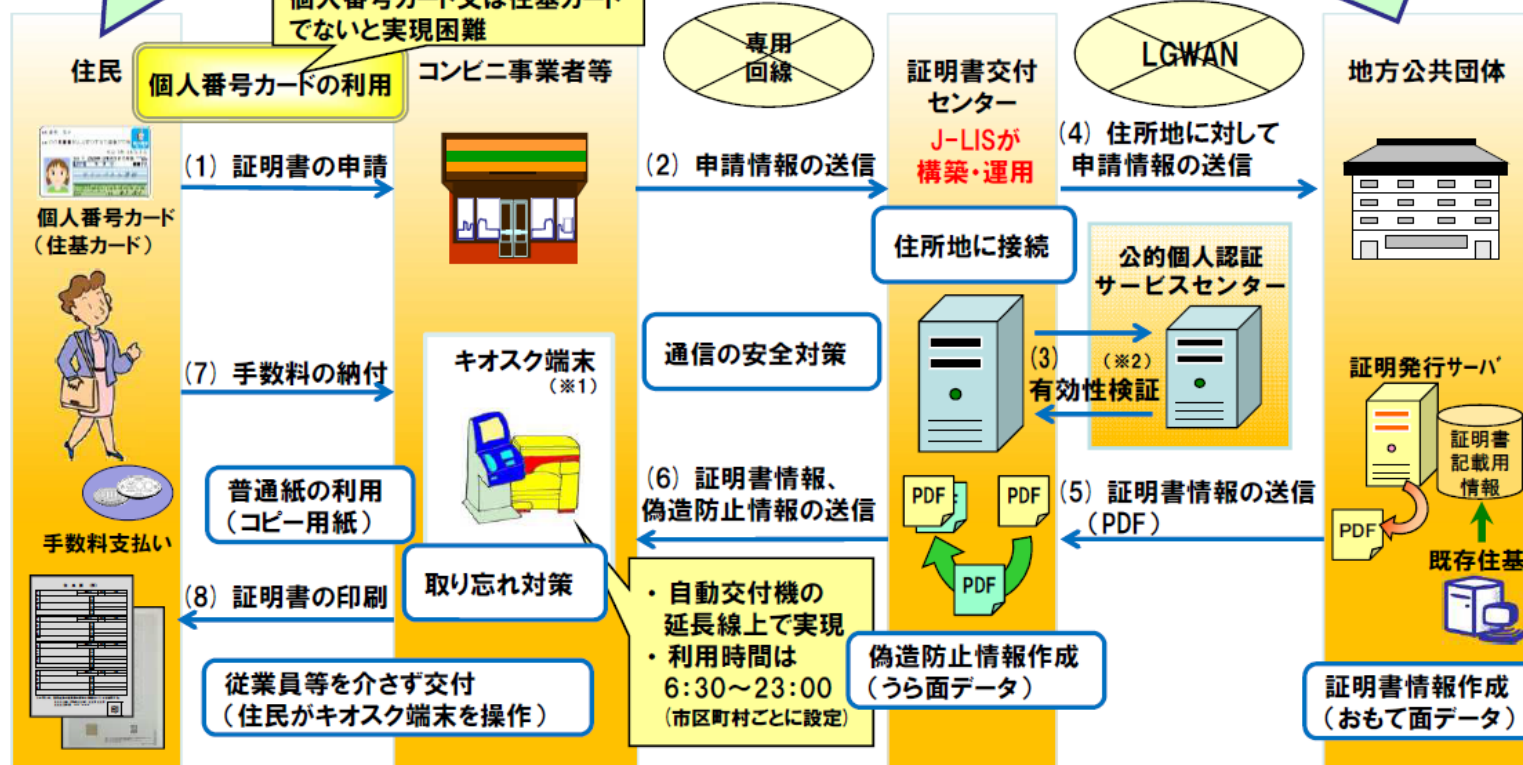
サービス開始時期 平成29年7月3日（予定）

コンビニ交付のイメージ

居住する市区町村の区域を超えて「どこでも」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

全国共通の仕様が必須であり、個人番号カード又は住基カードでないと実現困難

事業者が設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能

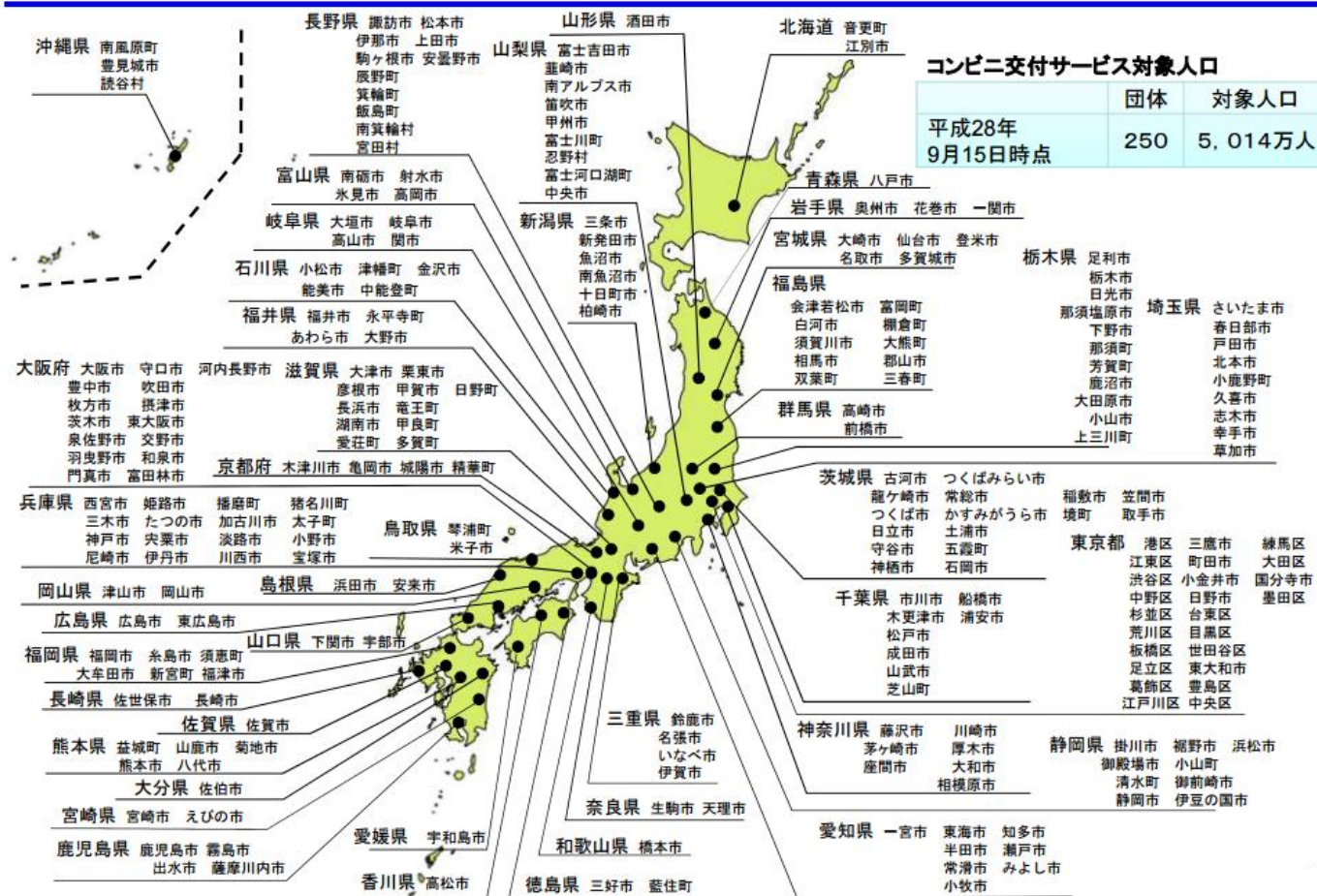


- (※1) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。
(※2) 個人番号カードで公的個人認証方式利用の場合。

コンビニ交付サービスの導入状況

市区町村の参加状況

全国：283団体
千葉県：9団体
(平成28年11月1日時点)



地方公共団体情報システム機構ホームページより抜粋

サービス開始による効果

メリット	デメリット
• 印西市内外（職場の近く）のコンビニエンスストアで証明書の交付を受けられる • 市役所の開庁時間外に証明書を取得することができる • 申請書の記入が不要 • マイナンバーカードの普及促進 • 窓口の混雑緩和につながる • 出張所の統廃合のきっかけにつながる	• マイナンバーカードがないと利用できない • システム構築及び維持管理が必要となる • 複雑な証明は扱えない

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

地方公共団体が共同して運営する組織

（根拠法：地方公共団体情報システム機構法）

【運営するシステム等】

- ・住民基本台帳ネットワーク
- ・公的個人認証サービス
- ・マイナンバー関連システム

コンビニ事業者と地方公共団体が相互接続する
「証明書交付センター」の構築・運用を行う

証明書交付センターの役割

設置理由

- 地方公共団体のシステムとコンビニ事業者のシステムを直結するのではなく、その間に「証明書交付センターシステム」を設けて、地方公共団体及びコンビニ事業者の負担を軽減し、全体としての経費軽減を図る。
- 証明書交付サービスにおける契約面・運用面の課題
 - コンビニ事業者と地方公共団体の参加者が増加した場合、各々が直接契約を締結すると契約本数が多数になる。
 - 交付手数料の清算が煩雑。

委託先の個人情報保護に関する取り組み①

個人情報保護基本方針（平成26年4月1日制定）

第3 個人情報の取扱い

1. 個人情報の取得又は利用は、事業の範囲内で行うことを明確に定め、個人情報の提供もその目的に限定し、適切に取り扱うための措置を講ずる。
2. 個人情報への不正アクセス並びに個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等のリスクに対して、合理的な安全対策及び予防・是正措置を確実に実施する。
3. 本人からの当該個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の要請及び苦情や相談に対して遅滞なく対応する。
4. 個人情報の取扱いの全部又は一部を受託する場合には、個人情報を保護するための適切な措置を講ずる。
5. 個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合には、十分な個人情報保護対策を実施している者を選定し、適切な措置を講ずる。

地方公共団体情報システム機構ホームページより抜粋

委託先の個人情報保護に関する取り組み②

情報セキュリティ基本方針（平成26年4月1日制定）

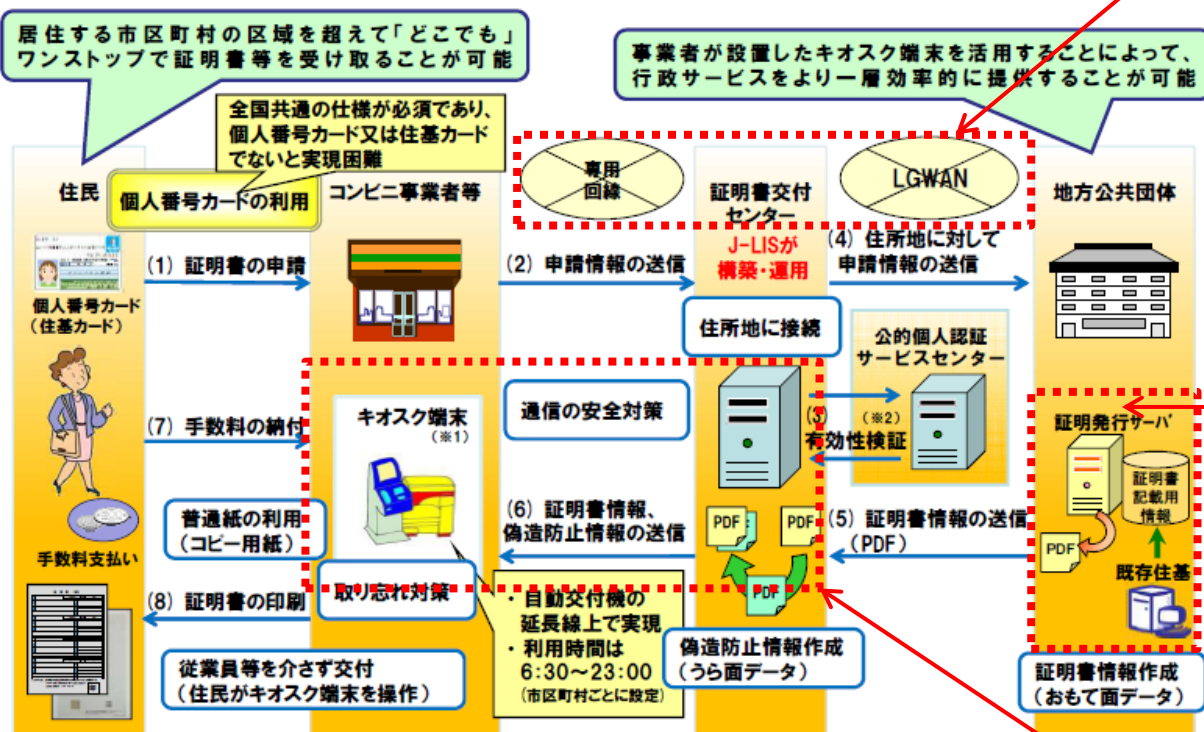
第3 情報セキュリティ対策

1. 重要な情報資産を識別し、重要度に応じて情報資産が適切に取り扱われるための対策を講ずる。
2. 情報資産を使用又は保管する施設への不正な立入り、情報資産への損害及び利用の妨害等から保護するための対策を講ずる。
3. 情報セキュリティに関する権限、責任及び遵守すべき事項を明確に定め、役員及び職員に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育、啓発が行われるよう対策を講ずる。
4. 機構の業務に係る委託先及び派遣職員の利用において機構の情報資産が適切に取り扱われるように、委託先並びに派遣元及び派遣職員に関する対策を講ずる。
5. システム開発、システム運用、サーバ、ネットワーク及び利用者等を適切に管理し、情報資産を不正アクセス等から保護するための対策を講ずる。
6. 事件及び事故等が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるような危機管理対策の整備等の対策を講ずる。
7. 情報セキュリティ対策の具体的な計画及び目標の策定、当該計画に基づいた運用、監視及び改善並びに理事長による見直しといった活動を継続的に繰り返し、情報セキュリティの管理水準の向上を図る対策を講ずる。

地方公共団体情報システム機構ホームページより抜粋

技術的な安全対策

コンビニ交付のイメージ



(※1) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。
(※2) 個人番号カードで公的個人認証方式利用の場合。

ネットワーク回線

市役所－J-LIS【LGWAN回線】

LGWAN→地方公共団体のみが
接続する閉域ネットワーク

J-LIS－コンビニ【専用回線】

- ・回線内の通信は暗号化
- ・ネットワークの接続ポイントには
ファイアウォールとIPSを設置し不正アクセスを防止

証明発行サーバの設置

通信が発生するのは証明書データのみ保管する証明発行サーバまででその他のシステムとは通信しない
アプリケーションはJ-LISが開発したコンビニ交付専用のシステムを利用

証明書データの消去

コンビニに設置された端末で印刷が終わると証明書データは消去される

印西市が利用するデータセンター

地方公共団体が設置する「**証明発行サーバ**」は
外部データセンターが運用するクラウドシステムを利用します。

※クラウドシステム

データセンターに設置されたハードウェア上で稼働するシステムで、複数の者が共同で
利用する場合もあるサービス利用型のシステム形態

システム運営：株式会社 ディー・エス・ケイ

(全データセンターでISMS認証取得)

印西市が利用している同社のシステム

- ・住民記録システム
- ・印鑑登録システム
- ・税情報システム（住民税/固定資産税/軽自動車税）
- ・収納管理システム
- ・介護保険システム
- ・国民健康保険システム
- ・その他（福祉、健康等）のシステム

※ディー・エス・ケイのクラウドシステムを利用しています。

J-LISとデータセンターの接続

